

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業に係る法人事業税について、収入金課税から外形標準課税又は所得課税に課税方式を見直す等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、収入金課税から外形標準課税又は所得課税に課税方式を見直す。

(二) 不動産取得税

ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずる。

イ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四％）を三％とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

ウ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

エ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

オ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長する。

(三) 自動車取得税

ア 車両総重量が一定の要件に該当するバス、乗用車又はトラックのうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか二以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたとき限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずる。

イ 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックのうち、車両安定性制

御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

ウ バス又は車両総重量が五トン以下の乗用車及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラックのうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除する特例措置を講ずる。

エ 免税点を五十万円とする特例措置の適用期限を平成三十一年九月三十日まで延長する。

(四) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長する。

(五) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

平成三十年四月一日